

社会福祉法人愛世会行動計画(第5回)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによつて、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年9月1日から令和3年8月31日までの2年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上とする。

男性職員…計画期間中に1人以上取得すること

女性職員…取得率を80%以上にすること

<対 策>

令和元年9月～育児休業制度の運用についての主任職への研修の実施

令和元年9月～職員への育児休業制度の周知徹底

令和元年9月～妊娠中及び出産後の職員の健康管理や相談窓口の周知

育児休業中の職員の代替要員の確保

目標2 母性保護についてのパンフレットを取得し周知を図る。

<対 策>

令和元年9月～パンフレットの取得

令和元年9月～パンフレットの配布および説明会の開催。

目標3 結婚、誕生等の記念日や夏休み期間中に有給休暇を計画的に取得し

職員の年間就労日数を250日以下にする。

<対 策>

令和元年6月～職員への周知徹底

令和元年7月以降～有給休暇取得計画(勤務表)の作成